

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

「 軽減税率が始まります～消費税 10%へ～」

平成31年10月1日から消費税率の引上げと同時に軽減税率が始まります。消費税率は標準税率が10%で軽減税率は8%となります。

軽減税率の対象品目は

- ① 酒類・外食を除く飲食料品
- ② 週2回以上発行される新聞
(定期購読契約に基づくもの)

となります。

「飲食料品」の定義ですが、次の①～③に掲げるもので人の飲用又は飲用に供されるものをいいます。

- ① 農産物、畜産物、水産物。
- ② 製造加工された食品（めん類・飲料等）
- ③ 食品衛生法に規定する添加物。

なお、医薬品・医薬部外品・再生医療等製品や酒税法に規定する酒類は軽減税率対象に入りません。

例えば、栄養ドリンクは清涼飲料水扱いか、医薬部外品かによって扱いが違います。前者は軽減税率、後者は標準税率です。また、ミネラルウォーターなどは飲用なので軽減税率ですが、水道水は生活用水にも使うので標準税率となります。他にもみりんは酒類なので標準税率ですが、みりん風調味料は軽減税率と非常に個々で対応が分かってきます。

以上を書き出したような個別のQ&Aが国税庁のHPにのっていますので是非、一度、ご覧ください。注1

また、レジなどの導入や改修に「軽減税率対策補助金」が出ます。期限がありますので早めに対応することをお勧めします。

注1

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//02.htm>